

仕 様 書（リース用）

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

（担当：鈴木・石井 電話：222-3939）

件 名	母子父子寡婦福祉資金貸付システム用ノートパソコン等リース仕様書
契約期間及び延長 期限	令和 8 年 1 1 月 1 日～令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日
契 約 条 件	ア 支払方法 毎月均等払いとする。 なお、支払額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は全て、契約期間全体を通した初回支払額に合算するものとする。 イ 期間満了後の物件の取扱い 業者引取り ・ 本市無償譲り受け ウ 保守管理 含む ・ 含まない （含む場合は、その内容） 以下の作業を納入業者の責任において確実に実施すること。 なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても当市業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。（詳細は仕様書（別紙 1）のとおり。） （ア） 故障時の連絡対応、問診 （イ） 障害時のオンサイト対応、必要に応じた部品交換 （ウ） 保守サービス受付時間帯は、平日 9 時～17 時 30 分とする。 ただし、作業実施にあたっては当市の指示に従うこと。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

母子父子寡婦福祉資金貸付システム用ノートパソコン等リース仕様書

令和 8 年 9 月

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

1 調達の概要

本仕様書は、京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム利用環境で使用するハードウェア（端末及びその付属品等）とソフトウェアの借入、その設定作業及び保守作業に関するものである。

また、本仕様書には、借入するハードウェア及びソフトウェアの詳細な仕様と数量、導入場所とスケジュール、設置場所における作業と支援内容、及び導入・保守に関する要件を記載している。

2 借入物品

京都市児童家庭相談システムネットワーク利用環境で使用するハードウェア（端末及びその付属品等）設置とソフトウェア導入ハードウェア保守等の各作業

3 借入物品の仕様

「別紙 導入機器の仕様」参照

4 導入スケジュール

借入に係る全機器が賃貸借期間の初日から使用可能となるように納入すること。

5 賃貸借期間

令和8年11月1日～令和13年10月31日（60か月）

6 機器台数及び設置場所

(1) 機器数

No	機器の区分	機器名	台数
1	端末	クライアント PC	3 台
2	プリンタ	A3 対応モノクロレーザープリンタ	1 台

(2) 設置場所

【単位：台】

所 属	端末 台数	プリンタ
子ども家庭支援課 (京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地)	3	1

7 機器の導入方法

本市の指示に基づき、以下のことを行うこと。

- (1) クライアント PC のセットアップ（二要素認証、持出制限、その他システムの稼働に必要な全ての設定作業等含む）及び設置。
- (2) 導入機器全ての設置にあたり、電源コンセント及びHUB等のネットワーク機器までの配線も含め本市にて用意する。クライアント PC の設置に際し、既設のHUB等ネットワークコンセントからの LAN 配線と各機器への接続が納入業者の作業となる。
- (3) ネットワークに各機器（ネットワーク接続の必要なもの）を接続し、疎通確認を行うこと。

※ 本設置は、それぞれの設置場所につき、作業日は平日とする。

なお、作業に関しては、本市職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。時間については本市の指示に従うものとする。

スケジュールは変更もあり得るため、その際は本市の指示に従うこと。

- (4) 本市ネットワーク構成を理解し、必要に応じて本市ネットワーク運用業者に対して本導入に関する適切な助言を行うこと。

8 設置後の支援内容

- (1) 動作確認期間中の借入物品に関する質疑への対応（随時、速やかに対応のこと）
- (2) 動作確認期間中は、本市のシステム構築関係業者と協力の上、借入物品に対する設定内容の調整等の技術サポートを実施すること。
なお、本件に対する対応窓口を提示すること。（随時対応）

9 保守の内容

以下の作業を納入業者の責任において確実に実施すること。

なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

- (1) 故障時の連絡対応、問診
- (2) 故障時のオンサイト対応、必要に応じた部品交換
- (3) 保守サービス受付時間帯は、平日 9 時～17 時 30 分とする。
ただし、作業実施にあたっては本市の指示に従うこと。

10 支払方法

毎月均等払いとする。

なお、支払額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は全て、契約期間全体を通した初回支払額に合算するものとする。

11 納入要件

設置に際しては、以下の要件で各種作業を実施し納入すること。

- (1) **連絡体制について**
受託後速やかに、導入に対する支援体制を明確にし、導入期間中の問い合わせ対応等を行うこと。
- (2) **設置場所について**
設置場所については、導入時期に先立って別途指定する。
- (3) **検収について**
本設置場所への設置作業完了後、本市による設置状況検収を行う。

12 借入期間満了時の取り扱い

納入機器の借入期間満了時には、データ消去及び機器の引き上げを行うものとする。

※ 引き上げは、それぞれの設置場所につき、平日の 1 日程度で作業を行う。

ただし、作業に関しては、本市職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。時間については本市の指示に従うものとする。

※ データ消去は、共通仕様書第 11 条に則り、本市の指示に従うものとする。

13 機密保護

本契約内で得た情報に関して機密保持ができること。

14 予算が減額された場合等の途中解約

- (1) 発注者は、翌年度以降において賃貸借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 上記(1)により、発注者がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に発注者が受注者に対して支払った賃貸借料を上回っていても、受注者は、その差額を発注者に請求することはできない。
- (3) 受注者は、上記(2)に定めるもののほか、上記(1)により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

15 その他

落札決定後、本仕様書に疑義がある場合は、本市に文書で照会し、その指示を受けること。

【問合せ先】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
(担当 鈴木、石井)

電 話 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 3 9

メール kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

導入機器の仕様

1 パソコン仕様

本体	アーキテクチャ	PC/AT 互換機
	形状	ノート型コンピュータ
	CPU	Intel Core i5-1135G7 プロセッサ(4.2GHz)以上
	OS	Windows 11 Pro 64bit (日本語版)
	メモリ	8GB バイト以上
	ハードディスク	内蔵型で 500G バイト以上
	DVD-ROM ドライブ	内蔵DVDスーパーマルチドライブを搭載していること。
	セキュリティ チップ	TPM 2.0 に対応していること。
ディスプレイ	形状	15.6 型ワイド TFT カラー液晶 HD
	解像度	総ドット数 1366×768 ドット以上
	表示色	最大 1,677 万色
ネットワーク	有線 LAN	① 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応していること ② 内蔵型であること ③ 無線 LAN 機能は無効化し、使用者が容易に機能を有効化できない状態とすること
マウス		光学式 2 ボタン又は 3 ボタン (共にホイールボタン付きのもの)
キーボード		日本語キーボード
その他インターフェース		
バッテリー		リチウムイオンバッテリーを搭載し、停電時に安全にシャットダウンするための時間を確保できること。
その他		(1) 導入必須のソフトウェア等が全て利用できること。 (2) BitLocker によるディスク暗号化を効率良く実施するためのセキュリティチップ(TPM)が搭載されていること。 (3) 補修用性能部品(本製品の機能を維持するために必要な部品)を本体の納品後 5 年間供給できること。 (4) BIOS/UEFI コードおよびその設定が改ざんされた場合には、システムの起動前に改ざん前の状態に復元できること。 (5) システム稼働中は BIOS/UEFI コードを定期的にチェックできること。 (6) システムメモリにロードされた BIOS コード (SMM) の改ざんを検知し利用者への通知を表示できること。 (7) 安全性が確認されていない Word および PDF ファイルを表示する場合は、クライアント PC 上でハードウェアレベル (仮想マシン) に隔離できること。 (8) 外部ツールを一切使わずに内蔵ドライブのデータを完全消去出来ること。

2 ソフトウェア仕様

ソフト	
① 二要素認証ソフト (SmartOn)	
② 持出し制限ソフト (SKYSEA Client View (GL) Light Edition)	
③ ウイルス対策ソフト (ウイルスバスター コーポレートエディション Plus) ※	
④ オフィスソフト (Microsoft Office Home & Business 2024)	
⑤ Microsoft Edge	
⑥ Adobe Acrobat	

※ ③については60か月分の保守ライセンスを含む。

3 プリンタ仕様

形 式		レーザープリンタ (モノクロ)
プリント方式		LED 方式またはレーザー方式による乾式電子写真方式であること。
解像度		1,200×1,200dpi
給紙方法		カセット自動給紙, 用紙トレイ 増設給紙ユニットによる対応を可とする。
印刷速度	A4	38 枚／分以上
搭載メモリ		128MB 以上
インターフェース		USB2.0 以上
ネットワークインターフェース		1000BASE-T/100Base-TX/10Base-T 対応
用紙サイズ	カセット	A3～A4 に対応していること
	手差しトレイ	A3～A4 に対応していること
給紙容量	カセット	550 枚以上
	手差しトレイ	100 枚以上
消費電力	最大	975W 以下
	レディー時	0.35W 以下
装置寸法 (幅×高さ×奥行)	延長時	459×348×546.5mm 以下
	収納時	459×348×392mm 以下
質量 (本体のみ)		22.5kg 以下
対応オペレーティングシステム		Windows® 11
その他		両面印刷が可能であること エコマーク、グリーン購入、国際エネルギースタープログラム

電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書

(総則)

- 第1条** この電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機の保守を含む賃貸借において、情報セキュリティの確保など賃貸借契約の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

(履行計画)

- 第2条** 賃貸人（複数の事業者で構成する連合体がこの契約を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、この契約の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、甲がこの契約の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

(秘密の保持)

- 第3条** 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

(目的外使用の禁止)

- 第4条** 乙は、次に掲げるものをこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 賃貸物件
 - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - (3) 契約の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（賃貸物件に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

(複写、複製及び第三者提供の禁止)

- 第5条** 乙は、賃貸物件、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(作業責任者等の届出)

- 第6条** 乙は、この契約の履行に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない

い。

- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他契約の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
 - 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条** 乙は、この契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に履行させる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第9条** 乙は、この契約に係る義務の履行の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第10条** 乙は、賃貸物件及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
 - 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対しこの契約の履行に着手する前に、甲の電子

計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、作業内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。

- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 7 乙は、甲から賃貸物件及び契約の履行において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 9 乙は、契約の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないように必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる契約の履行に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 12 乙は、賃貸物件及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。賃貸物件のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。
- 14 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。賃貸物件のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 15 乙はこの契約を履行するために賃貸物件の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要と

なった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

(データ等の廃棄)

第 11 条 乙は、契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。ただし、個人番号利用事務系（個人番号利用事務又は戸籍事務に関わる情報システムをいう。）の情報を取り扱っていた場合は、本市の承諾を受けない限り、物理的に破壊する方法により行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

(監督)

第 12 条 乙は、賃貸物件及びデータの管理状況並びにこの契約の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及びこの契約の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(事故の発生の通知)

第 13 条 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、この契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、

個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（検査の立会い及び引渡し）

第 15 条 甲は、契約書第 5 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約書第 5 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、賃貸物件を稼働させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、賃貸物件に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

（契約の解除）

第 16 条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、この契約に付随する業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、契約書第 5 条第 1 項の検査に合格した日（契約に付随する業務にあっては、当該業務の一工程の履行が完了した日）から 2 年以内に甲から

契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約書第5条第1項の検査に合格した時点（契約に付随する業務にあつては、当該業務の一工程の履行が完了した時点）において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不适当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第19条 この契約の履行に必要な機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、この契約の履行に必要な機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。